

## 役員報酬等支給基準に関する規程

### (総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 13 号、公益社団法人日本専門新聞協会定款第 27 条、同内規第 9 条に基づき、常勤の役員の報酬等の支給基準を定めるものとする。

### (常勤の役員)

第 2 条 公益社団法人日本専門新聞協会定款第 27 条、役員報酬等支給基準に関する規程第 1 条の常勤の役員とは、常勤の理事のことをいい、その他の役員である非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

### (報酬等の種類)

第 2 条 報酬等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年俸
- (2) 通勤手当

### (年俸)

第 3 条 年俸は、総額で 1000 万円を限度とする。

- 2 年俸の額は業務内容、経験年数、勤務年数、年齢等勘案し、理事会の承認を得て、理事長が定める。

### (通勤手当)

第 4 条 交通機関を利用する者に対し、通勤手当として定期券購入の実費を支給する。

### (支給方法)

第 5 条 支給方法は、年俸の額の範囲内で、原則として 12 等分した額を月額として、各月の職員の給与の支給日に、現金振込によるものとする。

### (雑則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

### (附則)

附則 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行される公益社団法人日本専門新聞協会 定款の施行の日から施行する。